

## 岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター規程

〔平成25年9月30日〕  
〔岡大規程第33号〕

改正 平成27年9月17日規程第92号

改正 平成29年3月31日規程第9号

改正 平成31年3月29日規程第60号

### （趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大規則第1号。以下「管理学則」という。）第26条の規定に基づき、岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 センターは、岡山大学（以下「本学」という。）における生殖補助医療技術キャリア養成に関する学際的な教育・研究を推進し、当該領域で世界をリードする教育研究拠点を形成し、より質の高い専門技術者を養成し、輩出することを目的とする。

### （業務）

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 生殖補助医療技術キャリア養成教育の開発に関すること。
- 二 生殖補助医療技術キャリア養成教育の企画及び実施に関すること。
- 三 生殖補助医療技術キャリア養成教育の調査及び分析に関すること。
- 四 生殖補助医療技術キャリア養成教育の評価に関すること。
- 五 生殖補助医療技術者の資格認定に係る調査・研究に関すること。
- 六 生殖補助医療技術の研究に関すること。
- 七 地域医療機関との学術交流及び人的交流に関すること。
- 八 その他センターの目的を達成するための必要な事項

### （自己評価）

第4条 センターは、管理学則第11条に定めるところにより、自らセンターに係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。
- 3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

### （教育研究活動等の状況の公表）

第5条 センターは、センターの教育研究活動等の状況について、定期的に公表する。

### （部門）

第6条 センターに次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 キャリア養成教育研究部門
- 二 リカレント教育研究部門

- 2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

### （職員）

第7条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任の教員

#### 四 兼務教員

#### 五 その他必要な職員

2 職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター長)

第8条 センター長は、教育担当副学長をもって充てる。

2 センター長は、センターに関する業務を掌理する。

(副センター長)

第9条 センターに副センター長を2人置き、本学の専任教授のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部門長)

第10条 第6条第1項各号に掲げる部門に部門長を置き、本学の専任教授のうちからセンター長が指名する。

2 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部門長は、各部門における業務を処理する。

(兼務教員)

第11条 兼務教員は、本学の専任の教員のうちから、センター長の推薦により、学長がセンターに兼ねて勤務を命じ、センターの業務に従事する。

2 兼務教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第12条 センターに、岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、センターの業務に関する重要事項及び教員の選考に関する事項を行わせる。

2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターの事務は、関係部局等の協力を得て、自然系研究科等農学部事務室において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターに関し、必要な事項は、センター長が別に定めることができる。

#### 附 則

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される副センター長、部門長及び兼務教員の任期は、第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。